

令和5年8月28日 開 会

令和5年8月28日 閉 会

鳥栖・三養基西部環境施設組合議会 定例会会議録

鳥栖・三養基西部環境施設組合議会事務局

令和5年8月定例会会期日程

日次	月 日	摘 要
第1日	8月28日(月)	<p>開 会</p> <p>会期決定 8月28日(1日間)</p> <p>会議録署名議員指名</p> <p>経過報告</p> <p>提案理由の説明</p> <p>議案審議</p> <p>議案第8号〔提案理由説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>議案第9号〔提案理由説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>議案第10号〔提案理由説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>議案第11号〔提案理由説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>発議第1号〔提案理由説明、質疑、討論、裁決〕</p> <p>閉 会</p>

8月定例会付議事件

1 管理者提出議案

[令和5年8月28日提出]

議案第8号	鳥栖・三養基西部環境施設組合監査委員の選任について	[同意]
議案第9号	佐賀県市町総合事務組合規約の変更について	[可決]
議案第10号	令和4年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計決算認定について	[認定]
議案第11号	令和5年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計補正予算(第1号)	[可決]
発議第1号	鳥栖・三養基西部環境施設組合議会の個人情報の保護に関する条例	[可決]

[令和5年8月28日議決]

3 経過報告

経過報告(管理者)

1 出席議員氏名

議 長	松 隈 清 之		
森 山 林	久保山 日出男	中 村 直 人	飛 松 妙 子
伊 藤 克 也	大 川 隆 城	吉 富 隆	岡 廣 明
平 野 達 矢	牟 田 秀 文	岡 友 清	

2 欠席議員氏名

なし

3 地方自治法第 121 条による説明員氏名

管 理 者	岡 毅	副 管 理 者	向 門 慶 人
事務局長兼総務課長	平 野 健 一	総務課長補佐兼管理係長	丸 山 勉
総 務 課 参 事	弓 嘉 雄	管 理 主 任	堂 園 祥 太
専 門 幹	井 上 弘 孝		

4 議会事務局職員氏名

事務局長兼総務課長	平 野 健 一	総務課長補佐兼管理係長	丸 山 勉
総 務 課 参 事	弓 嘉 雄	管 理 主 任	堂 園 祥 太
専 門 幹	井 上 弘 孝		

5 議事日程

- 日程第 1 会期決定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 経過報告
- 日程第 4 提案理由の説明 議案第 8 号～議案第 11 号
- 日程第 5 議案第 8 号 鳥栖・三養基西部環境施設組合監査委員の選任について
(質疑、討論、裁決)
- 日程第 6 議案第 9 号 佐賀県市町総合事務組合理約の変更について
(質疑、討論、採決)
- 日程第 7 議案第 10 号 令和 4 年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計決算認定について
(質疑、討論、採決)
- 日程第 8 議案第 11 号 令和 5 年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計補正予算(第 1 号)
(質疑、討論、採決)
- 追加日程 発議第 1 号 鳥栖・三養基西部環境施設組合議会の個人情報保護に関する条例
(質疑、討論、採決)

開会

午後 1 時 3 5 分

開議

松隈清之議長

皆さん、こんにちは。本日は、組合議会定例会の開催にあたり、ご出席をいただきましてありがとうございます。ごぞいます。

本日、鳥栖・三養基西部環境施設組合告示第 4 号におきまして、本組合議会の 8 月定例会が招集されました。

ただ今、出席議員数は 12 名、定足数に達しておりますので、本日の会議は、成立いたしました。なお、本日武廣勇平副管理者から欠席の届出が出ておりますので、ご報告申し上げます。

それでは、本日の会議を開きます。



日程第 1 会期決定

松隈清之議長

日程第 1、会期決定の件を議題といたします。会期は、本日 1 日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日 1 日間と決定いたしました。



日程第 2 会議録署名議員の指名

松隈清之議長

日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 94 条の規定により、議長において伊藤克也議員、吉富隆議員を指名いたします。



日程第 3 経過報告

松隈清之議長

日程第 3、経過報告につきましては、お手元に印刷物を配布いたしておりますので、ご了承のほどよろしくお願いたします。



日程第 4 提案理由

松隈清之議長

日程第 4、提案理由の説明を求めます。岡管理者。

岡毅管理者

改めまして、皆さんこんにちは。本日は、お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。また、私のスケジュール表のほうに手違いがありまして、開催場所が消防本部となっておりますので、15 分前から鳥栖から慌てて来てたところでございます。大変申し訳ございません。

改めまして、当組合の運営にご指導、ご協力を賜っておりますことに、この場を借りて、厚く御礼申し上げます。

それでは、議案の提案理由の説明をいたします。提案しております議案は、議案第 8 号から議案第 11 号までの 4 件でございます。

まず、議案第 8 号「鳥栖・三養基西部環境施設組合監査委員の選任について」は、監査委員 2 名のうち 1 名が欠員となっておりますので、その選任について組合規約第 12 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第 9 号「佐賀県市町総合事務組合規約の変更について」は、佐賀県東部環境施設組合の退職手当の支給に関する事務の共同処理に参加させるため、佐賀県市町総合事務組合規約を変更することについて、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 10 号「令和 4 年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計決算認定について」でございます。一般会計歳入歳出決算は、歳入総額 16 億 1,634 万 913 円、歳出総額 15 億 8,446 万 8,185 円、歳入歳出差引額 3,187 万 2,728 円となっており、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見書を添えて、議会の認定に付するものでございます。

最後に、議案第 11 号「令和 5 年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計補正予算（第 1 号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,187 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14 億 586 万 7,000 円とするものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、何卒よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

松隈清之議長

ありがとうございました。



日程第 5 議案第 8 号 鳥栖・三養基西部環境施設組合監査委員の選任について

松隈清之議長

日程第 5、議案第 8 号「鳥栖・三養基西部環境施設組合監査委員の選任について」を議題といたします。議案の説明を求めます。岡管理者。

岡毅管理者

ただ今、議題となりました議案第 8 号「鳥栖・三養基西部環境施設組合監査委員の選任について」の議案の説明を申し上げます。

監査委員に 1 名の欠員が生じておりますので、後任として、鳥栖市副市長大久保哲郎氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものでございます。

監査委員の選任につきましては、組合同規約第 12 条第 2 項の規定により、議会の同意を得て選任することになっておりますので、ここにご提案するものでございます。どうかよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

松隈清之議長

本案は、組合同規約第 12 条第 2 項の規定により、監査委員の選任の同意を求められております。本案は、質疑、討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第 8 号について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第 8 号「鳥栖・三養基西部環境施設組合監査委員の選任について」は、原案のとおり同意することに決しました。



日程第 6 議案第 9 号 佐賀県市町総合事務組合同規約の変更について

松隈清之議長

日程第 6、議案第 9 号「佐賀県市町総合事務組合同規約の変更について」を議題といたします。議案の説明を求めます。平野事務局長。

平野健一事務局長

それでは、ただ今、議題となりました議案第 9 号「佐賀県市町総合事務組合同規約の変更について」のご説明をいたします。

議案書の 2 ページをお願いします。地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、佐賀県東部環境施設組合を退職の手当支給に関する事務の共同処理に参加させるため、佐賀県市町総合事務組合同規約を変更することについて、同法 290 条の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

次の 3 ページが変更する規約、そして 4 ページが新旧対照表でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

松隈清之議長

説明が終わりました。これより質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これにて質疑を終わります。

本案は、討論を省略して直ちに採決を行います。議案第9号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第9号「佐賀県市町総合事務組合規約の変更について」は、原案のとおり可決いたしました。



日程第7 議案第10号 令和4年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計決算認定

松隈清之議長

日程第7、議案第10号「令和4年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計決算認定について」を議題といたします。議案の説明を求めます。平野事務局長。

平野健一事務局長

それでは、ただ今議題となりました議案第10号「令和4年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計決算認定について」のご説明をいたします。

別冊決算書の2ページ、3ページをお願いいたします。歳入決算の合計でございますが、予算現額16億651万9,000円に対しまして、調定額、収入済額は16億1,634万913円、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、4ページ、5ページをお願いいたします。歳出決算の合計でございますが、予算現額16億651万9,000円に対しまして、支出済額15億8,446万8,185円、不用額としまして、2,205万815円となっております。

次のページをお願いいたします。歳入歳出差引額につきましては、3,187万2,728円となっております。決算内容につきましては、事項別明細書にてご説明をさせていただきたいと思っております。8ページ、9ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。款1分担金及び負担金、項1負担金、節1負担金の収入済額12億3,693万4,458円につきましては、管理運営費、それから解体準備費として負担をいただいたもので、市町ごとの負担金額につきましては、備考欄に記載をしておりますとおりでございます。

次に、款2使用料及び手数料、項1使用料、節1施設使用料につきましては、リサイクルプラザの宿泊を伴う施設使用料でございますが、コロナ禍の影響で前年度に引き続き、使用を自粛しておりますので、本年度も使用料はございません。

次に、項2手数料、節1処理手数料の収入済額1億8,350万6,500円につきましては、溶融資源化センターごみ処理手数料の1億5,519万9,200円、これは事業所からの可燃ごみの処理手数料でございます。

す。それとリサイクルプラザごみ処理手数料の2,830万7,300円、これは直接リサイクルプラザに持ち込まれる粗大ごみ、不燃ごみの処理手数料でございます。

次に、款3財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、節1財産貸付収入の収入済額31万5,987円につきましては、土地の貸付収入に伴う収入でございます。その下の、目2利子及び配当金、節1利子及び配当金の収入済額10万9,366円につきましては、施設整備基金と施設解体基金の利息でございます。

次に、10ページ、11ページをお願いいたします。款4繰入金、項1基金繰入金、節1施設整備基金繰入金の収入済額5,000万円につきましては、溶融施設運転管理委託料の増に対処するために、施設整備基金より繰入をしたものでございます。

次に、款5繰越金、項1繰越金、節1繰越金の収入済額2,973万2,325円につきましては、令和3年度決算における剰余金の全額を繰越金として収入をしたところでございます。

次に、款6諸収入、項1組合預金利子、節1組合預金利子の収入済額7万6,750円につきましては、歳計現金の保管に伴う預金利子でございます。

次に、項2雑入、目1雑入、節1雑入の収入済額、1億1,566万5,527円でございますが、主なものにつきまして備考欄でご説明をいたします。まず、1段目のメタル・スラグ売払金の189万448円につきましては、溶融炉から生じる再資源化物の売払金でございます。その下の有価資源物売払金の金属から発泡スチロールまで、こちらがリサイクルプラザで回収をされた資源化物の売却収入で、合計をいたしますと5,737万6,414円。もう一度繰り返します。5,737万6,414円となっております。これは、昨年度から比較しますと約680万円増額となっておりますが、主な要因といたしましては、金属類と古紙類の売払いの平均単価が上昇をしたことによる影響でございます。その下の再利用品売払金75万8,580円につきましては、リサイクルプラザで開催しております、もったいなか市等での家具類等の再生品の売却代金でございます。その下のペットボトル有償入札拠出金1,400万722円につきましては、日本容器包装リサイクル協会からの拠出金で、主にペットボトルの引渡しに伴うものでございます。その下のリサイクルプラザ部品処理費32万3,818円につきましては、リサイクルプラザ機材の取替部品のスクラップの売却収入でございます。

次に、12ページ、13ページをお願いいたします。備考欄の上から5段目に記載をしております溶融飛灰処理費補償金4,088万67円につきましては、溶融施設の運転管理維持補修等に関する覚書に基づく性能保証事項3%を超える飛灰発生に対する補償金ということで、日鉄テックスエンジからの収入でございます。

続きまして、歳出でございます。14ページ、15ページをお願いいたします。まず、款1議会費、項1議会費、目1議会費の支出済額28万716円につきましては、議員報酬及び定例会等の費用弁償でございます。

次に、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の支出済額1億4,878万7,781円の内訳についてご説明いたします。まず、節1報酬の1,360万9,904円につきましては、会計年度任用職員7名分の報酬でございます。

次に、節2給料の9万5,999円につきましては、正副管理者3名分でございます。

次に、節 3 職員手当等の 404 万 8,229 円につきましては、派遣職員の管理職手当と時間外勤務手当、それに会計年度任用職員 7 名分の期末手当でございます。

次に、節 4 共済費の 245 万 7,131 円につきましては、会計年度任用職員の社会保険料が主なものでございます。

次に、節 7 報償費につきましては、顧問弁護士の相談費用等でございますが、令和 4 年度の支出はございません。

次に、節 8 旅費の 28 万 5,640 円につきましては、会計年度任用職員の費用弁償と研修会等への参加旅費でございます。

次に、節 9 交際費の支出はございません。

次に、節 10 需用費の 141 万 1,311 円につきましては、主に事務経費と管理経費が主なものでございます。なお、修繕料につきましては、主に見学者通路の雨漏りの修繕及び消防設備の修繕でございます。

次に、節 11 役務費の 213 万 4,229 円につきましては、通信費と建物災害共済費用が主なものでございます。

次に、16 ページ、17 ページをお願いいたします。節 12 委託料の支出済額 1,452 万 6,028 円につきましては、経常的な経費といたしまして、夜間の機械警備、それから施設内の清掃業務と消防設備の保守点検業務、それからエレベーターの保守点検、それに搬入道路も含めました施設周辺の緑地管理と事務システムの保守費用が主なものでございます。

次に、節 13 使用料及び賃借料の 205 万 451 円につきましては、公用車とパソコン等の事務機器等リース料が主なものでございます。

次に、節 18 負担金補助及び交付金の 2,954 万 4,510 円の主なものをご説明いたします。備考欄の派遣職員負担金の 2,932 万 4,355 円につきましては、派遣職員 5 名分の給料と共済費相当額をそれぞれの団体に支払ったものでございます。

次に、節 22 償還金利子及び割引料の 847 万 6,783 円につきましては、令和 3 年度の負担金を精算いたしまして、構成市町に返還したものでございます。

次に、節 24 積立金の 7,010 万 9,366 円につきましては、施設整備基金の預入れ利息分 3 万 5,843 円と現在の溶融資源化センターの解体及び撤去のための施設解体基金積立金 7,007 万 3,523 円を積み立てたものでございます。

次に、節 26 公課費の 8,200 円につきましては、公用車、軽トラックなんですけど、こちらの自動車の重量税でございます。

続きまして、項 2 監査委員費、目 1 監査委員費の支出済額 2 万 5,264 円につきましては、監査委員報酬及び監査時の費用弁償でございます。

次に、18 ページ、19 ページをお願いいたします。款 3 衛生費、項 1 清掃費、目 1 溶融施設運営費の支出済額 12 億 1,135 万 4,935 円の内訳についてご説明いたします。まず、節 10 需用費の 74 万 5,226 円につきましては、溶融資源化センター内の作業用車両の燃料費と場内での修繕料でございます。

次に、節 11 役務費の 46 万 6,880 円につきましては、洗車場の汚泥処理手数料と発電用ボイラータービン設備の検査手数料でございます。

次に、節 12 委託料の 12 億 819 万 5,589 円でございますが、まず、備考欄の 1 番目に記載をしております施設運転管理業務委託料 10 億 8,494 万 8,300 円につきましては、熔融施設の運転管理を委託しております日鉄テックスエンジへの支払いでございます。

次に、委託料の備考欄 3 番目の飛灰運搬処理業務委託料 9,350 万 8,227 円につきましては、熔融炉から発生をした飛灰の外部処理委託料でございます。以下の委託料につきましては、施設管理に伴うものでございますが、中ほどのボイラー点検業務委託料の 902 万円につきましては、熔融炉の設備であります発電設備のボイラー定期点検費用でございます。こちらにつきましては、2 年に 1 度の点検になっております。それからその 2 つ下のごみ質検査業務委託料から熔融スラグ分析業務委託料までが 5 本の環境測定委託料でございます。また、一番下の地域計画変更業務委託料 48 万 4,000 円につきましては、熔融資源化センターの解体工事に関連するもので、佐賀県東部地域循環型社会形成推進地域計画第 2 期に当組合の焼却炉解体業務を追記させるためのものでございます。

次に、節 13 使用料及び賃借料の支出済額 148 万 3,240 円につきましては、熔融資源化センターで使います作業用のフォークリフトのリース料と電柱の使用料でございます。

次に、節 18 負担金補助及び交付金の支出済額 46 万 4,000 円につきましては、三重県伊賀市への飛灰処理に対する補償金でございます。

続きまして、目 2 リサイクルプラザ(処理棟)運営費の支出済額 2 億 2,145 万 5,296 円の内訳についてご説明をいたします。まず、節 10 需用費の 5,591 万 6,955 円でございますが、備考欄の消耗品費につきましては、プラントの運転管理のための消耗材で、乾電池用のドラム缶と計量伝票等の購入費用でございます。また、光熱水費につきましては、電気代の 1,958 万 7,662 円と水道代の 27 万 4,208 円でございます。次の修繕料は、プラントの点検修理に要した経費で主に破砕機、電装関係等の定期的な点検保守費用と、その他の修繕料といたしまして、ショベルローダーの修繕及び監視カメラ装置の交換が主なものでございます。

次に、節 11 役務費の 46 万 2,000 円につきましては、処理棟で使いますフォークリフトの点検手数料と排水処理設備の清掃に伴うものでございます。

次に、20 ページ、21 ページをお願いいたします。節 12 委託料の支出済額 1 億 6,506 万 4,841 円の主なものにつきましては、備考欄の施設運転管理業務委託料の 1 億 5,997 万 3,000 円でございますが、これは処理棟の運転管理を委託しております西部広域環境事業協同組合への支払い分でございます。その下の蛍光管運搬処理委託料から処理困難物等処理委託料、ここまでが外部処理に要した費用でございます。

次に、節 18 負担金補助及び交付金の支出済額 1 万 1,500 円につきましては、倉敷市環境保全協力負担金ということで、倉敷市への乾電池処理に対する負担金でございます。こちらは、トン当たり 500 円の負担金ということで、23 トン分となっております。

続きまして、目 3 リサイクルプラザ(プラザ棟)運営費の支出済額 256 万 4,193 円でございますが、まず、節 10 需用費の 68 万 453 円のうち、修繕料の 48 万 5,100 円につきましては、プラザ棟内のエアコン修繕と、研修室のプロジェクター装置の取替えでございます。

次に、節 11 役務費の 1 万 4,000 円につきましては、合併処理浄化槽の法定検査手数料でございます。

次に、節 12 委託料の支出済額 186 万 9,740 円につきましては、浄化槽保守点検費用と土日祝日の警備員の配置費用でございます。

最後の款 4 予備費の充用は、ございません。

次に、24 ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

次に、26 ページ、27 ページをお願いいたします。財産に関する調書でございます。1 の公有財産につきましては、特に変動はございません。しかしながら、先日勉強会でお見せをしました用地図の面積が 19 ヘクタールくらいになってたと思います。それにつきましては、今年度末に国調の登記が終わりますので、その際に修正をかけたいと思っております。それでは、2 の基金でございますが、施設整備基金につきましては、基金の現在高 5,244 万 6,000 円でございます。また、施設解体基金につきましては、基金の現在高 2 億 8,014 万円でございます。

それから、30 ページ、決算審査の意見書でございます。

以上、「令和 4 年度一般会計歳入歳出決算について」のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

松隈清之議長

引き続き、監査委員の決算審査の結果について、ご報告を求めます。大川監査委員。

大川隆城監査委員

決算審査の結果報告をさせていただきます。監査委員の大川隆城でございます。

地方自治法 233 条第 2 項の規定により、令和 5 年 7 月 4 日に令和 4 年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計歳入歳出決算審査を行いました。

決算審査にあたりましては、提出されました歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに書票類、その他の関係諸帳簿により慎重に審査をいたしました。その結果をご報告いたします。

審査に付された歳入歳出決算書の調書は、地方自治法等関係法令に準拠して作成されており、決算の計数につきましては、現金出納簿、銀行通帳等と照合した結果、適正に処理されているものと認めます。以上でございます。

松隈清之議長

ありがとうございました。これより、質疑を行います。飛松議員。

飛松妙子議員

17 ページの周辺緑地管理業務委託料の 781 万 4,000 円だったとおもうんですが、この委託料の範囲といますか、いただいたこの地図の中で、どのあたりの部分を委託料として、緑地管理業務委託料としてされてらっしゃるのか教えていただいていいですか。

平野健一事務局長

飛松議員のご質問にお答えいたします。周辺緑地管理委託料、こちらのほうが施設のどの辺にあたるかということですが、まず、高速がありますよね。そしてリサイクルプラザと溶融資源化センターがありまして、5 番の県道取付道路、ここが川久保線ですけども、この両サイドの取付道路の部分になります。それから 1 のリサイクルプラザがありますけども、これの周辺の緑地になります。それから 2

番目がリサイクルプラザになりますけども、これで言いますと、2番の囲った絵がありますけども、ちょうど溶融資源化センターの北東になります。北東の法面あたり、その辺を結んだ線ですね。その辺までが年間の処理の委託料となっているところでございます。付け加えまして、リサイクルプラザの奥のほうにホテル公園というのがあるんですよ。5月か6月ごろホテルが飛ぶんですけど。その辺の管理も入っているところでございます。よろしいでしょうか。

飛松妙子議員

ありがとうございます。そうしましたら、今後リサイクルプラザは継続をされるわけですが、それ以降は2の部分とかいうのの管理の委託料は含まれなくなるんでしょうか。

平野健一事務局長

6年度から5年間は東部の管理ということでお願いをしております。今、溶融資源化センターの周りのほうも年間を通して除草作業をやってもらってるんですけども、ちょうど、玄関のところにフェンスを建ててます。フェンスのこっち側が溶融の施設ですので、それはいいだろうということで、私どもと東部のほうで話をしております。しかしながら、フェンスの向こう側については、お願いしたいなど話を進めているところです。11月に来年度の予算を作る必要がありますので、それまでには確定をしたいと思っております。以上でございます。

飛松妙子議員

わかりました。ありがとうございます。

松隈清之議長

他にございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これにて質疑を終わります。

本案は、討論を省略して直ちに採決を行います。議案第10号について、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第10号「令和4年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計決算認定について」は、原案のとおり認定することに決しました。



日程第8 議案第11号 令和5年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計補正予算(第1号)

松隈清之議長

日程第8、議案第11号「令和5年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。議案の説明を求めます。平野事務局長。

平野健一事務局長

ただ今、議題となりました議案第11号「令和5年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計補正予

算(第1号)」についてご説明をいたします。

別冊の補正予算書の4ページをお願いいたします。事項別明細書の歳入でございます。款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金の補正額3,187万2,000円につきましては、令和4年度一般会計決算剰余金を当該年度に繰越すもので、繰越金の額を3,187万3,000円とするものでございます。

次に、歳出についてご説明をいたします。5ページをお願いいたします。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節1報酬の213万1,000円、次の節3職員手当等の25万7,000円、次の節4共済費の70万5,000円、次の節8旅費の3万9,000円の増額につきましては、会計年度任用職員1名増に伴うものでございます。

次に、節11役務費の2万2,000円につきましては、12月より溶融資源化センターの事務所をリサイクルプラザの2階に移転するに伴い、通話回線を追加するものでございます。

次に、節12委託料の100万7,000円につきましては、施設に設置をしております空調設備の3年に1度のフロンガスの漏洩定期点検委託料44万9,000円と溶融資源化センター稼働終了後の夜間及び土日祭日の巡回警備委託料55万8,000円でございます。ここで少しご説明をさせていただきますと、今まで溶融資源化センターにつきましては、前の勉強会でもご説明しましたとおり、11月までは稼働いたします。そうなりますと、12月までは24時間誰か職員がいますけれども、そこで業務を終了しますと、昼間しかおりません。そうしますと、夜とか警備をかけておかないと、他の施設でもやはり夜間とかに盗難とかあっているという感じで、巡回をさせていただきたいという委託料でございます。

次に、節13使用料及び賃借料の10万5,000円につきましては、公用車のリース変更に伴うものでございます。

次に、節14工事請負費の15万3,000円につきましては、先ほど説明をしました事務所移転に伴う電話機設置工事及びLANの配線工事に伴うものでございます。こちらも若干ご説明をさせていただきたいと思っております。11月をもって、溶融資源化センターに西部の事務所を構えておりますけれども、電気は来ておりますが、浄化槽のほうが使えなくなります。と言いますのも、今の浄化槽は一度受けて、場外に排出するようになっておりません。全部一度溶融のほうに持って行って、完全にクローズドになっておりますので、溶融の稼働が11月に停めますと、排出することができません。今保健所のほうに問い合わせ、20年前の浄化槽が生活排水は、きれいにろ過して排水できますけれども、し尿関係の排水については、そこを通しても外に出したら違反になるということで、じゃあ、どうしたらいいかということで、し尿については、4カ月間は仮設のトイレを付けて、日鉄テックスエンジさんのほうにお願いをしております。しかしながら、職員については、電気もリサプラのほうで使っていきたいということで、そういう感じをお願いをしているところでございます。そういう関係上、今回のここでの組合議会も最後ということで、2月議会については、消防本部のほうでお願いしたいと思っているところでございます。では、続けさせていただきます。

次に、節18負担金補助及び交付金の953万5,000円の減額につきましては、派遣職員負担金ということで、人事異動に伴うものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。款3衛生費、項1清掃費、目1溶融施設運営費、節12委託料の69万8,000円につきましては、溶融資源化センターの浄化槽保守点検委託料でございます。これにつき

ましては、溶融資源化センターの終了に際しまして、溶融資源化センターの浄化槽の廃止作業に伴うものでございます。これは、先ほどご説明しましたとおり、浄化槽が使えないということになりますので、3月末で今の浄化槽に入っているものを全部汲み上げて終了していきたいというものに係る費用でございます。

最後に、款4予備費、項1予備費、目1予備費に3,629万円を追加しまして、4,429万円とするものでございます。

以上、「令和5年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計補正予算(第1号)」のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

松隈清之議長

説明が終わりました。これより質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これにて質疑を終わります。

本議案は、討論を省略して、直ちに採決を行います。議案第11号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第11号「令和5年度鳥栖・三養基西部環境施設組合一般会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決しました。



松隈清之議長

会議の途中ではありますが、そのまま暫時休憩いたします。資料を配布しますのでしばらくそのままお待ちください。



発議第1号 鳥栖・三養基西部環境施設組合議会の個人情報保護に関する条例

松隈清之議長

再開いたします。休憩前に引き続き、会議を続行いたします。お諮りいたします。

本日、議員全員から、お手元のとおり発議第1号「鳥栖・三養基西部環境施設組合議会の個人情報の保護に関する条例」が提出されましたので、日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、発議第1号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。提案理由の説明を求めます。岡副議長。

岡廣明副議長

発議第1号、提案理由の説明を申し上げます。

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、鳥栖・三養基西部環境施設組合議会における、個人情報の適正な取扱いに関して、必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

松隈清之議長

ありがとうございます。お諮りいたします。発議第1号につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

発議第1号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号「鳥栖・三養基西部環境施設組合議会の個人情報の保護に関する条例」は、原案のとおり可決いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。これにて、令和5年8月鳥栖・三養基西部環境施設組合議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後2時25分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 松 隈 清 之

議 員 伊 藤 克 也

議 員 吉 富 隆